

民間資金等活用事業推進委員会総合部会
第1回PFI事業実施プロセスに関するWG（概要）

日時：平成20年3月25日（火）16：00～18：08

会場：中央合同庁舎第4号館共用第3特別会議室

出席者：山内座長、高橋委員、前田委員、伊藤（陽）専門委員、小幡専門委員、
土屋専門委員、光多専門委員、美原専門委員、野城専門委員

事務局：赤井民間資金等活用事業推進室長、町田参事官、後藤補佐

議事概要：

- （1）ワーキンググループの今後の進め方について
事務局より、資料1に基づき説明。

事務局から、資料1「PFI事業実施プロセスに関するワーキンググループ（仮称）の今後の進め方（案）」の説明を行った。委員間で今後の審議の進め方等について議論がなされ、概ね以下のとおり整理された。

・短期間での議論となるため、総合部会における整理にしたがって、まずは実務上のニーズが高く、非常に優先度の高いテーマである標準契約と要求水準書の問題にフォーカスし、検討の中で全体のプロセスの流れや全体のかかわりを確認しながら進めていく。

・事務局はメール等を使って委員、専門委員に事前の早いタイミングで資料の確認を求め、意見のやりとりを行う。

・事務局は議論の結果決まったこと、共通理解となったことを文書にまとめてWGに提示する。

- （2）標準契約書モデル及びその解説（案）について
事務局より、資料2～5に基づき説明。

まず事務局から資料2「『標準契約書モデル及びその解説（案）』の作成方針について」の説明がなされた。次に資料3～5に沿って個別のテーマ「状況変化に対応した要求水準書の内容の変更等、柔軟なサービス内容・サービス価格の変更」「任意解除」「中立的な第三者による紛争解決」の標準契約書モデル及びその解説（案）について説明がなされた。

委員からの主要な意見の概要は以下の通り。

全般について

・今回は契約のガイドラインで触れていない問題を留意点として示し、契約の標準化に向けて一歩進めればよいと思っている。問題となる課題とそれに対してどのような方向から取り扱うかというアプローチをしている一方、内容をどこまで書くのかバランスは難しい。

・最終的に標準契約書モデルになるのが一番よいが、7月までということ念頭

に置くと、様々な分野での課題を挙げて、ガイドラインの追補あるいは詳細化としてまず出して、その上で各分野別の作業にかかるという位置づけでよいのではないか。

柔軟なサービス内容・サービス価格の変更について

・「競争性の欠如のために、発注者に不利な価格で」(資料3 - 1の1ページ目)とあるが、これは競争性の欠如ということではなく、英国では官より民が強いので発注者に不利な価格になりうるもの。民より官が強い日本の状況とは異なる。

・PFIは性能発注という性格上、資材の調達や価格のように変更してよいものと、事業の目的のようななるべく変更してはいけないものに分けた方がよい。

・「建設費にかかる物価高騰リスクへの対応」(資料3 - 1の8ページ目)について、最近は不落が多く、民間が今非常に困っている問題でもあるため、この部分のみ早急に出すことも検討すべき。

・事前に要求水準が確定できていないまま事業を始め、ある段階で条件を確定することで双方にとって紛争等にならない事例があった。このようなケースも、資料3 - 1の4の検討のスコープに入れるか検討すべき。

任意解除について

・政策変更や住民ニーズの変更で任意解除という場合、補償という観点から出発して整理していった方がよい。

中立的な第三者による紛争解決について

・プロセスを考えると、いきなり紛争に発展することは考えにくい。実際の事業運営をしていく過程で、官民の不満点についてまずは協議できるよう、要求すれば協議する機関を開くことができるといった形で契約に盛りこんでおく必要があるだろう。そして紛争になったときのADR、仲裁機関をどうするべきかについては議論が必要。

・資料3の対処に関わる基本的な考え方は、民間事業者の側から見てもいいガイドランスになるのではないか。また、資料5の中立的な専門家を入れることは、その裁定が十分なものであれば官にとっても使えるだろう。事実上の効力は強いので、中立的な専門家をどのように選定するかは難しい問題。

・コンセプトとしてはいいと思うが、仲裁人をあらかじめ選定するのは困難。

・実務のニーズとしては、道筋が明確になっていることが大事。まず拠り所になるものをつくって、それを改良していくという手立てが必要。

・仲裁で決まればそれで最終決定という規定もありうる。その場合、双方が仲裁人を選び、その仲裁人がその上の仲裁人を選んで最終決定するといったステップ

がありうる。あるいは、仲裁に限らず訴訟に行くような決めにする場合、協議を段階的に積み重ねる中でどういうところで裁判になるのか想定しながら契約を考
えるということになる。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680,9681